

深谷市立幡羅小学校 盗撮防止にかかる校内ルール

埼玉県内においても教職員による盗撮等のわいせつ事案が発生し、県内すべての学校で「学校安全に係る一斉点検や盗撮等の根絶に向けた研修会」を実施しました。

そこで、本校では、以下のような校内ルールを作成し、教職員のコンプライアンス意識の向上に努めて参ります。

【校内ルール】

- 1 毎月の安全点検時に、更衣室やトイレ等を重点に不審物やカメラ等の有無を複数（管理職、管理職以外の職員）で点検する。
- 2 管理職による日常の巡回を行う。
- 3 個人のスマートフォン等で児童等の写真・動画撮影は行わない。
- 4 教育目的で児童等を撮影する際は、学校所有の機器（デジタルカメラ・ビデオカメラ・タブレット）を使用する。撮影したデータは、所定のフォルダに保存し管理するとともに、保存後は機器内のデータを速やかに削除する。
- 5 児童や保護者との私的な電話やメール、SNS 等でのやりとりはしない。
- 6 児童との面談や指導を行う際には、必ず複数の職員で対応し、使用する場所（部屋）を管理職に報告する。
- 7 わいせつ行為等の疑いや指導方法が不適切であると感じるときは、躊躇なく管理職に報告、あるいは校外相談機関（市教委・県教委等）に連絡する。
- 8 研修やアンケート、チェックリスト等を活用して、不祥事根絶に向けた教職員の意識を高める。
- 9 すべての児童にとって、安心して学校生活が送れるよう、いつでも教職員に相談しやすい雰囲気づくりに努める。

【相談先】

◆学校相談先

・幡羅小学校

（電話：048-571-0517）

◆校外相談先

（１）深谷市教育委員会

・深谷市立教育研究所

（電話：048-572-9456）

・学校教育課

（電話：048-572-9578）

（２）埼玉県教育委員会

・学校電話相談

（電話：048-830-6737）

・教職員コンプライアンス相談ホットライン

（電話：048-830-6629）

（３）性暴力等犯罪被害に関する相談窓口

・アイリスホットライン

（電話：0120-31-8341）